平成２３年（再ロ）第５号

山形県上山市宮脇658番地　4002号

再生債務者　菊地　誠司

1　決定年月日時　平成23年７月27日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年８月24日まで

4　一般異議申述期間　平成23年９月７日から平成23年９月21日まで

山形地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第１号

山形県酒田市布目字後田31番地

再生債務者　佐々木敏勝

1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年８月24日まで

4　一般異議申述期間　平成23年９月７日から平成23年９月21日まで

山形地方裁判所酒田支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第８号

大阪府羽曳野市島泉９丁目８番４号　ハイツ川口205号

再生債務者　大西　幸男

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月22日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年８月23日まで

平成23年７月26日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１号

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納452番地４

再生債務者　上原　勉

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年８月24日まで

平成23年７月27日　那覇地方裁判所沖縄支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１号

大分市明野西１丁目４番２―702号　マウンテール明野弐番館

再生債務者　中野　明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年７月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年７月27日

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（再ロ）第６号

茨城県牛久市南５丁目31番地３

再生債務者　宮下　益夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年７月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年７月27日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１９年（再ロ）第１７号

青森県黒石市柵ノ木１丁目18番地２

再生債務者　安田　紀明

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年２月26日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成23年７月26日　青森地方裁判所弘前支部

独立行政法人国立印刷局公告

独立行政法人国立印刷局の役員の任命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第３項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局の役員を任命したので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年８月４日

独立行政法人国立印刷局

理事長代行　理事　山崎　穣一

山崎　穣一

独立行政法人国立印刷局理事に任命する

（以上平成23年８月１日）

会社その他の公告

吸収分割公告

左記会社は吸収分割契約書により、当社の熱交換器事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

記

1　効力発生日は平成二十三年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十三年八月四日に終了し、乙は会社法第七八四条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

2　この会社分割に対して異議のある債権者は、平成二十三年九月七日までにお申し出下さい。

3　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

平成二十三年八月四日

栃木県小山市犬塚一丁目四八〇番地

（甲）株式会社サーマル・テクノロジー

代表取締役　高崎　完二

東京都港区芝大門一丁目二三番九号

（乙）昭和電工株式会社

代表取締役　市川　秀夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十七万円減少することにいたしました。

1　債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

2　なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年八月四日

北海道苫小牧市字勇払五番地一一

有限会社佐々木鵬翼業

代表取締役社長　佐々木　鵬翼

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百万円減少し百万円とすることにいたしました。

1　債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

2　なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年八月四日

宮城県仙台市青葉区子平町三番一一号

有限会社千田換地計画研究所

取締役　千田　文彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

1　債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

2　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

3　計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年八月四日

東京都大田区大森北一丁目一七番五号

有限会社トーヨコ企画

代表取締役　安藤　孝之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千一百万円減少し一億円とすることにいたしました。

1　債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

2　なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年八月四日

東京都渋谷区神宮前六丁目二四番四号

有限会社蒼眞観

代表取締役　観世　美穂

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五〇万円減少し五〇万円とすることにいたしました。

1　債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

2　なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年八月四日

静岡県袋井市方丈二丁目二番地の一四

有限会社山田テック

代表取締役　山田　真義

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少することにいたしました。

1　債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

2　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

3　掲載紙　官報

4　掲載の日付　平成二十三年七月二十九日

5　平成二十三年八月四日（号外第一六六号）

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目五番六号

盛田ビルディング　おかだや本店株式会社

代表取締役　佐々木一毅

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少することにいたしました。

1　債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

2　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

3　計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年八月四日

東京都大田区大森北一丁目一七番五号

有限会社トーヨコ企画

代表取締役　安藤　孝之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千一百万円減少し一億円とすることにいたしました。

1　債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

2　なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年八月四日

東京都渋谷区神宮前六丁目二四番四号

有限会社蒼眞観

代表取締役　観世　美穂

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五〇万円減少し五〇万円とすることにいたしました。

1　債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

2　なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年八月四日

静岡県袋井市方丈二丁目二番地の一四

有限会社山田テック

代表取締役　山田　真義